

資料提供	
令和元年7月29日	
担当課 担当者	くらしの安心推進課 平・向井・瀧田
電話番号	0857-26-7284

食中毒注意報の発令について

本日、食中毒注意報を発令しましたのでお知らせします。

食中毒注意報発令

下記のとおり食中毒注意報を発令します。

記

- 1 発令回数** 令和元年度 第3回
- 2 発令日** 令和元年7月29日（月）
- 3 発令期間** 令和元年7月29日（月）～ 8月4日（日）の7日間
- 4 発令項目**

- 最低気温が25℃以上で、気温30℃以上の状態が10時間以上続くと予想される。
- 最低気温と最高気温との差が10℃以上で、気温が30℃以上の期間において湿度が70%以上になることが予想される。

- 5 参考** （7月29日（月））
- (1) 当日朝の最低気温 24.4℃（5時52分）
- (2) 予想最高気温 35℃

- 6 発令機関** 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
電話（0857）26-7284
ファクシミリ（0857）26-8171

気温が高くなるこれからの時期には、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすくなりますので、より注意する必要があります。次のことに注意して食中毒予防に努めましょう。

- ①買い物をするときは、新鮮なものを選びましょう。
- ②食品を保存するときは、冷蔵庫の温度は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下が目安です。
- ③調理を始める前には、よく手を洗い、包丁やまな板は、一度熱湯で殺菌してから使いましょう。
- ④加熱するときは、「中心部を75℃で1分」を守り、調理した後の食品は、室温で長く放置しないようにしましょう。
- ⑤盛付けは、清潔な手で、清潔な器具と清潔な食器を使用して行いましょう。
なお、料理は、温かいものは65℃以上、冷たいものは10℃以下が保存の目安です。
- ⑥残った食品は、早く冷えるように浅い容器に小分けして保存し、時間が経ちすぎたら思い切って捨てましょう。